



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*32 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 1

公布された条例のあらまし

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 自動車取得税

衝突被害軽減ブレーキを搭載した車両総重量が5トンを超える一定のバスを課税標準の特例措置の適用対象にすることとしました。(附則第17項の7関係)

(2) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を軽減する特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとしました。(附則第22項関係)

2 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第32号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第42条の14第10項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

附則第17項の7中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第1号」の次に「に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号」を加え、「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「制動装置保安基準」という。)」を「制動装置保安基準」に改め、同号を同項第

2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 車両総重量が5トンを超える乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの
附則第22項中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 2 この条例の規定による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第42条の14第10項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 3 新条例附則第17項の7の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。